

## 松本空港供用規程

(運用時間等)

- 第1条 松本空港の運用時間は10時間30分（午前8時30分から午後7時まで）とする。  
ただし、知事は、定期便の遅延、空港施設の建設工事等のため必要と認めるときは、  
空港の運用時間を変更することができる。
- 2 松本空港機能施設事業の営業時間及び駐車場の利用時間については、別に定め、  
インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。  
なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(空港の概要)

第2条 松本空港の概要は次のとおりである。

- (1) 滑走路の本数 1本 (2,000m×45m)
- (2) 単車輪荷重 24トン
- (3) エプロン
  - イ 南エプロン 小型ジェット用 3バース
  - ロ 北エプロン 小型機用 11バース
  - ┌ 単発固定翼用 5バース、
  - │ 双発固定翼用（専用）1バース、（単発固定翼用と兼用 1バース）
  - └ 回転翼用 5バース
- (4) ILS施設 無

(空港が提供するサービスの内容に関する情報)

第3条 次に掲げる松本空港が提供するサービスの内容に関する情報については、別に  
定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。  
なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

- (1) 総合案内所その他の松本空港が提供するサービスに係る施設に関する情報
- (2) 空港管理者等の氏名、住所及び連絡先その他の松本空港に関する情報
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地震災害等の緊急時に空港が提供するサービスそ  
の他松本空港が提供するサービスの内容に関する情報

(サービスの利用者その他の者が順守すべき事項)

第4条 松本空港が提供するサービスの利用者その他の者が順守すべき事項は、次に掲  
げる事項のほか、長野県松本空港条例（昭和39年長野県条例第99号）及び長野県松本  
空港管理規則（昭和40年長野県規則第9号）の定めるところによる。

- (1) 正当な理由がなく、刃物、棒、小型無人機（重要施設の周辺地域の上空におけ  
る小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第2条第3項  
に規定する小型無人機をいう。以下同じ。）その他の使用方法により他者に危害を  
加える又は混乱を招くおそれのある物を持ち込んで서는ならないこと。
- (2) 松本空港管理事務所長の承認を受けずに小型無人機を飛行させてはならない  
こと。

附 則  
この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成27年7月23日から施行する。

附 則  
この規程は、令和元年12月11日から施行する。

附 則  
この規程は、令和3年8月27日から施行する。